

## 写真・動画等の撮影及び配信・送信規程

当球団は、試合観戦契約約款（以下、「本約款」という）第1条に基づき、以下の通り写真・動画等の撮影及び配信・送信に関する規程を定める（以下、「本規程」という）。

### 第1条(目的)

本規程は、主催者が有する権利及び法益を適正に保護しながら、プロ野球の普及発展と球場観戦の価値向上を図るため、試合の観戦における写真・動画等の適切な撮影、及び写真・動画等の配信・送信方法等についてのルールを示すものである。

### 第2条(定義)

本規程において、以下の用語の意義は、特に文脈上他の意義を有することが明らかな場合を除いて、約款及びそれぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「写真・動画等」とは、写真、動画、画像、音声及び本条第6号に定める試合データをいう。
- (2) 「試合中」とは、試合前の公式練習開始から試合後のヒーローインタビュー終了までをいう。また、「イニング中」とは、投手が当該イニングの表または裏の先頭打者に対して球審が最初に行う“プレイ”宣告から、アウトが3つになる等して当該イニングの表または裏の攻撃が終了するまでをいう。
- (3) 「グラウンド内」とは、公認野球規則の定義で定めるフェア地域とファウル地域（スタンド、ブルペン、ベンチを除く）を合わせたエリアをいう。また、「グラウンド外」とは、「グラウンド内」を除いた球場のエリアをいう。なお、現に監督・コーチ・選手等のパフォーマンスが行われているベンチ前エリアはグラウンド外に含むものとする。
- (4) 「撮影機材」とは、写真・動画等の撮影・録音・データ取得機能が備わっている機材すべてをいい、一眼レフカメラや携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン等の種別を問わない。
- (5) 「配信・送信」とは、ブログやSNS、動画投稿・共有サービス、電子掲示板、ファンサイト等において、インターネット回線を通じ、写真・動画等を不特定多数に向けて掲載、送発信、共有等する行為及びインターネット・携帯電話等を利用した送信行為をいう。なお、当該配信・送信行為は、球場内で行うものに限られない。
- (6) 「試合データ」とは、投手の1球ごとの投球のコース・球種・球速に関する情報及び打者の1球ごとの結果に関する情報、打席ごとの打撃結果に関する情報、得点に関する情報等をいう。

### 第3条(撮影等における禁止行為)

何人も、試合中の球場内で、以下の方法・態様によって写真・動画等の撮影、録音、データ取得を行ってはならない。ただし、主催者が承認した場合はこの限りではない。

- (1) グラウンドやバックスクリーンその他、主催者が観客の立ち入りを禁じている区域における行為
  - (2) 三脚等の大型機材及びパソコンを用いる行為
  - (3) 客席で撮影機材を掲げるなど観戦の妨げとなる行為
  - (4) 球場施設に撮影機材を設置する行為
  - (5) 通路・階段・出入口・避難施設及びその付近に居座る行為
  - (6) フラッシュを使用するなど試合進行の妨げとなる行為
- 2 何人も、試合中またはそれ以外の時間帯を問わず、球場内及び球場管理者の敷地内で以下の方法・態様によって写真・動画等の撮影、録音、データ取得を行ってはならない。
- (1) 監督・コーチ・選手や他の観客並びに主催者の職員等に迷惑を及ぼす行為
  - (2) 監督、コーチ、選手、主催者の職員等、チアリーダー、販売店その他の球場関係者、特別応援許可を受けた応援団員及び他の観客に対し、その身体の一部を拡大または強調して撮影する行為や身元が分かる ID 等を撮影する行為

#### **第4条(配信・送信等における禁止行為等)**

何人も、以下に規定する写真・動画等の配信・送信行為をしてはならない。

- (1) 第3条で禁ずる行為によって取得されたもの
  - (2) 撮影している映像をインターネットを通じて同時に公開するライブ動画及びライブ音声並びにリアルタイムでの試合データ
  - (3) 明らかに営利を目的とするもの
- 2 写真の配信・送信は、第1項に該当する場合を除き、グラウンド内外及び試合中であるか否かに関わらず行うことができる。
- 3 動画の配信・送信は、第1項に該当する場合を除き、以下の通りとする。
- (1) イニング中にグラウンド内を撮影した動画（球場内のビジョンに投影される映像を含む）にあつては、動画の編集をせず、60秒を超えない動画であつて、かつ、1人がその試合につき1回に限って試合後に配信・送信することができる。
  - (2) グラウンド外及びイニング中以外のグラウンド内を撮影した動画にあつては、140秒を超えないものであれば、試合中であるか否かに関わらず、回数の制限なく配信・送信することができる。
- 4 以下の場合、第1項に該当する場合を除き、第3項に規定する範囲に限定されず、動画を配信・送信することができる。
- (1) 開幕セレモニーや記録達成時の祝賀等の特別な事情に基づき、事前に告知をすることによって、主催者が承認した場合（ただし、当該開幕セレモニーや祝賀等の場면을撮影した動画に限る）
  - (2) 家族、友人その他これらに類する特定の者に向けた配信・送信であつて、かつ、業として行われず、主催者が有する権利及び法益を侵害しないと認められる場合